

# 「感染拡大防止協力金」 よくある問い合わせ

【東京都産業労働局作成】

ver. 1 令和2年4月23日午前10時

ver. 2 令和2年4月24日午前10時

ver. 3 令和2年4月27日午前9時

## 【制度について】

### ① 誰がこの協力金を受け取れるのですか？

「東京都における緊急事態措置等」により、休止や営業時間短縮の要請を受けた施設を運営する中小企業（個人事業主を含む）が、休業の要請等に全面的な協力を行った場合に受け取れます。

### ② 営業休止要請の対象施設は、どこで確認できますか？

東京都防災ホームページをご覧ください。

対象施設一覧（東京都総務局 HP）

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1007617/index.html>

### ③ 休業の要請は出ていないが、外出禁止でお客が来ない。間接的に影響をうけているのだから協力金をもらえないのですか。

都からの休業や営業時間短縮の要請が行われていない場合は、協力金の対象とはなりません。

### ④ 中小企業、個人事業主の定義を教えてください。

業種によって中小企業の要件が異なります。詳細は中小企業庁の HP をご参照ください。

(<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>)

- ・ 製造業その他 資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人
- ・ 卸売業 資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人
- ・ 小売業 資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会

社又は常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人

- ・サービス業 資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人

**⑤ 4 月 11 日から休業していないと、協力金は支給されないのですか？**

少なくとも令和 2 年 4 月 16 日から 5 月 6 日までのすべての期間において休業（飲食店等の食事提供施設の場合は営業時間の短縮）にご協力をいただければ、4 月 11 日から休業していなくても対象となります。

**⑥ 飲食店の場合、どうすれば協力金の対象となりますか？**

夜 22 時まで営業していた店舗が、夜 20 時までの営業に短縮するなど、朝 5 時から夜 20 時までの間の営業に短縮した場合に対象となります。この場合に、朝 5 時から夜 20 時までの間、営業を終日休業した場合も対象となります。

**⑦ 普段夜 20 時に閉店している飲食店だが、短縮営業すれば協力金の支給対象になりますか。**

都からは夜 20 時から翌朝 5 時までの営業時間の短縮を要請しており、夜 20 時閉店であれば通常の営業と変わらないため、給付対象になりません。

**⑧ 従業員は休ませず、お客を入れなくなっていれば協力金をもらえますか。**

都が休業を要請する施設の営業を自粛した場合は、休業しているとみなし支給の対象です。

**⑨ 飲食店がテイクアウトサービスに切り替えて営業を継続した場合は、支給対象となりますか？**

店内飲食の営業時間を短縮し、夜 20 時から朝 5 時までの営業を行わない場合は、対象となります。なお、この時間帯にテイクアウトサービスを行っていても、対象となります。

- ⑩ 休業の要請対象となっている商業施設のうち、100 m<sup>2</sup>以下の広さの場合は営業可能となっていますが、休業した場合には支給対象となりますか？

生活に必要な商品やサービスを提供する店舗以外の店舗や事業所は、原則として休業をお願いしています。従って、100 m<sup>2</sup>以下であっても、休業した場合は対象となります。

- ⑪ 百貨店にテナントとして入居していますが、支給対象となりますか？

テナントとして入居している中小事業者で、休業あるいは営業時間短縮の対象施設であって、要請に応じて休業等を行っていただければ支給対象となります。

- ⑫ 複数の業種で複数店舗を営業している（例：飲食 3 店舗、風俗 3 店舗）全てを休業したらいくらもらえますか？

複数の店舗の場合は（業種の数に関わらず）100万円となります。

- ⑬ フランチャイズ経営を行っているが、その場合は支給対象となりますか。

中小企業要件を満たしている事業者又は個人事業主であれば、支給対象になります。

- ⑭ 所有する 5 店舗のうち、2 店舗のみを休業しました。協力は 100 万円もらえますか？

複数店舗を休業した場合は、支給額は 100 万円となります。

- ⑮ 東京都内の1店舗と、神奈川県内の1店舗を休業する場合、100万円もらえますか。

都内店舗が対象のため、神奈川県内の休業店舗については、協力金の対象外となります。都内の1店舗が休業要請の対象であれば、協力金は50万円となります。

- ⑯ 都外に在住し、主に都内で業務を行う個人事業主は支給の対象になりますか。

自粛要請の対象となる施設が都内にある個人事業主であって、休業等の協力をいただくことで、協力金の対象施設となります。

- ⑰ 宴会場のあるホテルを全館休業した場合は、支給対象となりますか？

宴会場を閉めているので、対象となります。

- ⑱ 店舗を持っていないが協力金はもらえますか。

本協力金は、施設の使用停止を行ってもらうことを主旨としているため、店舗がない場合は自粛の対象となっても協力金の対象となりません。

- ⑲ 施設を運営していないが、フリーランスとして休業要請対象となる店舗と契約しています。休業した場合は対象となりますか？

休業等の要請をされている施設を運営する事業者に対する協力金であるため、施設を運営していない場合は、対象となりません。

- ⑳ まだ事業を始めたばかりだが、休業に協力した場合、支給対象となりますか？

緊急事態措置期間開始より前（2020年4月10日以前）の営業活動が確認できる場合は、対象となります。

- ⑳ 来週オープン予定であったが、緊急事態措置によりオープン日を遅らせた場合は対象となりますか。

緊急事態措置期間以前（令和2年4月10日以前）の営業の実態が確認できない場合は、対象となりません。

- ㉑ 休止要請を受けていない業種が自主的に休業した場合は対象となりますか？

都の要請に応じていただいた方への協力金ですので、自主的な休業については対象となりません。

- ㉒ 施設を運営していなければ支給対象とならないということですが、デリバリーヘルスを営業している場合は、支給の対象となりますか？

このような場合、施設を運営していないため、支給の対象となりません。

- ㉓ 協力金の支給対象となる期間は、少なくとも4月16日からの全期間休業する必要があるとのことですが、16日は店舗を開けてしまいました。協力金はもらえないのですか？

緊急事態措置は4月11日から開始しており、休業要請対象となる施設にはこの間、休業の要請を行ってきました。この全期間、休業いただきたいところではありますが、休業への準備期間を確保し、4月16日から5月6日までの全期間、対応いただける方に支給します。そのため、この事例では支給の対象となりません。

- ㉔ 一つの店舗に休業要請対象と要請対象外の事業が混在しています。この場合は、どうすれば支給対象となりますか？

例えば本屋（休業要請対象外）とDVD／ビデオショップ（休業要請対象）が混在している場合で、DVD／ビデ

オショップ部分を明確に区分して休業する場合、支給対象となります。

- ②⑥一つの店舗に二つの異なる業態が混在し、いずれも休業要請対象となっている場合、そのうちの一つだけ休業した場合は支給対象となりますか？

店舗として休業要請に答えていないため、支給対象とはなりません。

- ②⑦ライブハウスを運営しています。休業要請に基づき休業し、その間にお客様を入れない形であれば、施設を使用しても協力金の支給対象となりますか？

休業期間中、従業員による施設の清掃や設備の改修等で施設に立ち入っても、営業していることには該当しません。また、無観客で、オンライン配信用のライブを行うことも問題ありません。ただし、同時に複数の演奏者等を出演させないなど「三密の状態」を発生させない使用に努めていただくことが必要です。下記の事例を参照ください。

例1) 全面的に営業を休止する場合、協力金の支給対象

例2) 全面的に営業を休止する場合、休業期間中に店内の改修や清掃を実施しても営業したことにはならず、協力金の支給対象

例3) 一般向け営業を休止した上で、施設を使ってバンドが無観客演奏し、オンライン配信する場合、「三密の状態」を発生させない使用であれば、協力金の支給対象

- ②⑧雇用調整助成金など、他の助成金等と併せて利用できますか。

本協力金は、他の制度と併せて受給することができます。一方で、他の助成金等が、本協力金と併せて受給できるかどうかは、他の助成金の窓口へお問い合わせください。

②9 売上げの減少は要件となりますか。

売上げの減少は要件となっておりません。

③0 月平均の売上げが50万円いかない個人事業主でも50万円もらえますか。

売上げは要件となっておりません。都からの休業要請に従って、対象期間中に店舗の営業休業や時間短縮を行えば、支給を受けることが可能です。

③1 罰則はありますか。立ち入り調査などありますか。

支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、都は本協力金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は協力金を返還するとともに、同額の違約金を支払うこととなります。

また、必要に応じて、都は検査、報告、是正のための措置を求めることがあります。

③2 支給された協力金の使途の制限はありますか。(人件費や賃料に限るなど)

この事業は休業等の要請に応じてくれたことに対する協力金であり、この協力金の使途を制限するものではありません。

③3 5月6日までの間に廃業したら協力金はもらえますか。

4月16日から5月6日までの営業実態が確認できないこととなりますので、協力金の対象外となります。

③4 美容室のメニューの1つであるエステを休止した場合、支給対象となりますか。

スペースを区切って休止した場合は支給対象ですが、スペースを区切らず行って、メニューの1つを止めただけでは対象となりません。



③⑤「大企業が実質的に経営に参画」とは、どういう解釈か。

一般的には、下記の内容が該当

- ・大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資していること。
- ・大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資していること。
- ・役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務していること。
- ・その他大企業が実質的に経営を支配 など

③⑤コンビニのイートインスペースを止めたら協力金の対象になりますか。

- ・イートインスペースが明確に区分できる
- ・飲食店の営業許可を取っている
- ・イートインスペースの営業時間を短縮（朝5時から夜8時まで）

上記3点を満たせば協力金の対象。ただし元々のイートインスペースの営業時間が、朝5時から夜8時までの間に収まっている場合は対象外となります。

③⑥リニューアル予定で1月末から休業し、4/10に再オープンの予定だったが、コロナの影響で休業中。対象になるか。

コロナの影響で休業しているのであれば対象。

③⑦ライブハウス3軒のうち2軒閉めたら1軒は運営しているのか。

休業要請の趣旨を説明し、3軒とも休業要請の対応をしていただきたい。なお、協力金については2軒休業で、100万円となっている。

③⑧有限責任事業組合は対象となるか

法人でないので対象外

③⑨着物の販売、レンタルをしているが協力金の対象になるか。

着物の販売、レンタルについては、当該着物が冠婚葬祭の用途や普段使いにあたらなければ、不要不急の物の販売先となり、協力金の対象となると考えられる。

④⑩紳士服のオーダーメイドは対象となるか。

高級衣料品を取り扱っているのであれば対象、生活必需の衣料を取り扱っているのであれば対象外

④⑪無店舗で、その都度場所を借りてエステサロンを営業。支給対象か。

施設を持たないため、支給対象外。

## 【提出書類について】

- ① 営業活動を行っていることが分かる書類については、どのようなものを提出する必要があるか。

別紙「営業活動を行っていることがわかる書類」(17頁)を参照

- ② 確定申告書に税務署の受付印がない場合はどうすればいいか。

これから税務署へ行っても受付印は受領できないので、別紙に記載した流れで対応してほしい。

- ③ 事業を引き継いで確定申告は前の代表者の名前で提出している。どうしたらよいか。

確定申告書に加えて、代表者が変わったことが公的にわかる資料(登記簿謄本)をご提出いただく。

- ④ 帳簿(試算表)は直近ひと月分のみでよいか。

かまわない。

## 【営業許可証について】

- ⑤ 令和2年1月に移転した。営業許可証と確定申告書の住所が異なるが、どうすればよいか。

新店舗の営業許可証、旧住所の確定申告書に加え、登記簿謄本を提出いただき、事務所の移転の事実を確認する必要。

- ⑥ 営業許可証がない。

営業許可が必要のない業種であれば、提出は不要。必要な業種については、適切にご用意いただきたい。

- ⑦ 確定申告書の名義と営業許可証の名義が異なってもよいか。

営業許可証については、少なくとも屋号と住所が合致している必要があり、その上で、追加で確認させていただく場合があります。

### 【休業等の状況がわかる書類】

- ⑧ 休業等の状況がわかる書類について、どのようなものを提出する必要があるか。

休業の状況（休業の期間、営業時間の変更）だけでなく、併せてHPでの告知、休業する事業所等の名称が明示されている店頭ポスター、チラシ等を提出してもらうことで、休業等の状況がわかります。4月16日から5月6日までの休業等が確認できる資料を付けてください。

施設によっては、休業要請を受けている業種と受けていない業種が混在することも想定されるため、対象となる休業要請を受けている業種の部分が確実に休業をしていることがわかる写真などを付けてください。

### 【書類の記入方法】

- ⑨ 申請書兼事前確認申請書の申請事業主欄は押印が必要か。

押印は不要です。

- ⑩ 専門家による事前確認（専門家記載欄）は必ず専門家が書かなければならないか。

事前確認欄は、専門家本人に記入してもらってください。

- ⑪ 専門家による事前確認（専門家記載欄）は押印が必要か。

押印は不要です。

- ⑫ オンラインで申請する場合、申請書兼事前確認申請書を紙で出さなくていいか。

オンライン申請と行う場合も申請書は、郵送や持参などの紙ベースでの提出の時と同様に、記入してください。内容の記入及び専門家の確認終了後、申請書の表面及び裏面をスキャン又は写真を撮っていただき、オンライン上にアップロードしてください。

⑬ 誤って記入した場合、訂正印は必要か。

不要です。

⑭ 申請書の「業態等」について、「種類」のプルダウンに該当するものがない。

「種類」のプルダウンで、類似の事項を選択、「施設」のプルダウンで「その他」を選択していただくとともに、「営業内容」に具体的な営業内容を記載してください。

⑮ 法人番号がわからない。

国税庁のホームページで検索できます。

⑯ 誓約書について、申請事業主の記載欄は押印が必要か。

署名していただく必要がありますが、押印は不要です。

⑰ オンラインで申請する場合、誓約書について、紙で出さなくていいのか。

誓約書は、紙ベースで記入してください。記入後、誓約書のスキャン又は写真を撮り、オンライン上にアップロードしてください。

⑱ 支払い金口座振替依頼書について、依頼人の記載欄は押印が必要か。

紙（郵送又は持参）の場合は押印が必要です。印鑑は認印でも結構です。

一方、オンライン提出の場合は押印不要です。また依頼書のアップロードも必要ありません。

⑲口座振替依頼書の依頼人を記載する欄と誓約書の代表者名は一致していないといけないのか。

一致する必要があります。ただし、その下の口座名義は収納代表者口座となる場合もあります。

**【申請手続（その他）】**

⑳申請書などはどこで手に入れることができるか。

協力金のポータルまたは都関係機関において入手することができます。

具体的には、都庁第一庁舎1階などに加え、都税事務所・支所、都内区市町村などで配布しています。今後、配布先を拡大予定です。

㉑申請書は郵送してもらえるのか。

140円分の切手を貼付した返信用封筒を同封し、郵送の場合の送付先に送ってもらえれば対応が可能

宛先：〒163-8697

東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎  
東京都感染拡大防止協力金 申請受付

㉒間違っって申請した場合や、提出書類が漏れた場合はどうすればいいか。

○紙の場合：封筒に朱書きで「追加書類在中」又は「修正書類在中」と記載し、以下を同封

- ・ 前回提出した申請書の写し
- ・ 追加（又は修正）書類

○オンラインの場合：再申請する。

※添付書類の同封を忘れた場合も同様

②③税務情報として使用するとは何か。

本人確認や申請書の内容などを確認するために使用する場合があります。

②④施設名を公表してほしくないが、可能か。

休業等のご協力いただいたすべての店舗名を掲出予定です。

【オンライン申請について】

②⑤支払金口座振替依頼書の口座名義人（カタカナ）が入らない。

小さいツ・ヤ・ユ・ヨなどを大文字で入力する必要があります。

②⑧アップロードはj p gとp n gのみと記載されている。申請書兼事前確認書はエクセルでアップロードできるが、アップロードしてよいか。

アップロードはj p gとp n gをお願いします。また、PDFもアップロード可能となりました。

②⑨写真の画像の容量が重いので載せられない。

圧縮してアップしてください。（1ファイル4MBまで）  
難しい場合は、すべての書類を郵送していただきたい。

③⑩確定申告の書類について、全ページをアップロードすると容量が重いので載せられない。

税務署の受付印がある1枚目のページをアップロードしてほしい。ただし、審査の段階で追加のページを郵送していただく場合がある。

③⑪本人確認書類が1枚しかアップロードできない。裏面に住

所変更の記載があるが、表面のみでよいか。

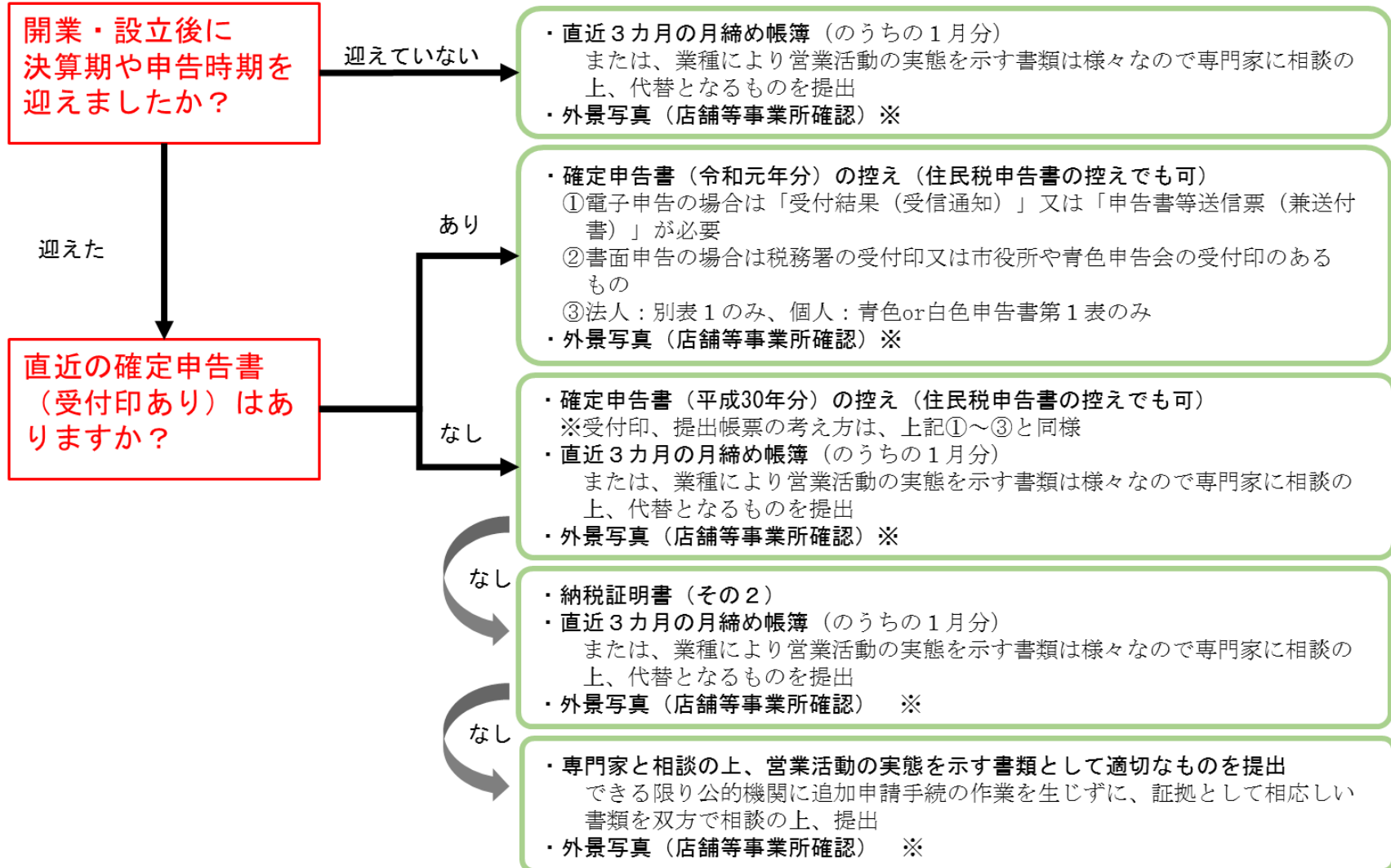
裏面に記載がある場合は裏面も必要。裏面をコピーし表面とともに写真を撮り提出いただきたい。

③②内容を誤って、オンライン申請を完了してしまった。

再度、正しい内容で申請をお願いしたい。



営業活動を行っていることがわかる書類 ※申請受付要項P6（別表1）3（1）について



※外景写真は、休業等の状況がわかる書類に店舗全景の写真があれば、代用可  
 ※外景で営業実態がわからない場合や対象外事業が混在している場合は内景写真も必要